

令和4年第2回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和4年第2回定例会記録

おいらせ町議会 令和4年第2回定例会記録				
招集年月日	令和4年6月7日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和4年6月7日 午前10時01分 議長宣告			
閉 会	令和4年6月7日 午後 0時25分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	佐々木 勝	2 番	川 口 弘 治
	3 番	馬 場 正 治	4 番	澤 上 訓
	5 番	木 村 忠 一	6 番	田 中 正 一
	7 番	日野口 和 子	8 番	平 野 敏 彦
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
	15 番	檜 山 忠	16 番	西 館 秀 雄
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法 第121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	田 中 淳 也
	税 務 課 長	久 保 田 優 治	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	西 館 道 幸	商 工 観 光 課 長	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長	栗 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	三 村 俊 介
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	赤坂千敏	事務局次長	高橋勝江
	事務局 主幹	木村英樹		
町長提出議案の題目	1	報告第4号	令和3年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
	2	議案第48号	おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	
	3	議案第49号	おいらせ町監査委員の選任につき同意を求めることについて	
	4	議案第50号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	5	議案第51号	押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
	6	議案第52号	農業集落排水処理施設機能強化対策工事請負契約の締結について	
	7	議案第53号	令和4年度おいらせ町一般会計補正予算（第1号）について	
	8	議案第54号	令和4年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
	9	議案第55号	令和4年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第1号）について	
議員提出議案の題目		おいらせ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について		
		議員派遣の件について		
		委員会の閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会、総務文教常任委員会）		
		総務文教常任委員会委員長報告について		
開議	午前10時01分			
議事日程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）			
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	10番	吉村敏文議員		
	11番	澤頭好孝議員		

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (赤坂千敏君)	<p>おはようございます。</p> <p>議場内の皆様をお願い申し上げます。</p> <p>議場内では携帯電話やスマホの電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。ご着席ください。</p>
	西館議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時01分)</p>
議事日程報告	西館議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
当局の説明	西館議長	<p>日程第1、報告第4号、令和3年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、報告第4号について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページ、2ページになります。</p> <p>本件は、繰越明許費を設定しておりました事業につきまして、令和3年度から令和4年度に繰り越す額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。</p> <p>内容についてご説明いたします。</p> <p>2ページに掲載しておりますが、令和3年度一般会計補正予算におきまして、繰越明許費を設定した7件の事業のうち、6件の事業について、2億8,568万円を令和4年度に繰り越すものです。</p>

質疑	西館議長	<p>なお、財源内訳につきましては、未収入の国・県支出金が1億8,579万3,000円、地方債が1億5,600万円、一般財源が8,428万7,000円となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>財政管財課長。</p>
	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>説明で間違いがございました。</p> <p>未収入特定財源の地方債なのですが、正しくは1,560万円でございます。大変失礼いたしました。</p>
	西館議長	<p>質疑ありませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p>
答弁	13番 (西館芳信議員)	<p>管財課長の説明したとおり、説明する側あるいは執行者側としては、それでいいのかもしれませんが、私どもとして一番興味のあるところは、こうして計算したよと、確定したんだということで数字そのものを報告してもらうのも大事だけれど、それ以上に、例えば繰越明許費というのは、その事業の性質上、どうしても単年度ではできない。あるいは、予算成立後、こういう突発的なことがあったんだよという、そういうことはなぜかな。これはコロナ禍の中でこうなったのかな。あるいは、もっとほかに事情があつてこうなったのかなという思いもあるわけですから、1件1件、これについてはこういうわけでしたと。特定財源上、未収入云々といったって、大変申し訳ありませんが、その辺100%ちゃんと捉えられるわけでもございませんので、そこの詳細をまず説明していただけないでしょうか。</p>
	西館議長	<p>財政管財課長。</p>
	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>ただいまのご指摘を受けまして、もう少し詳しく説明したいと思います。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信議員)</p>	<p>一番上の電算室エアコン取替事業につきましては、その発注時の段階で、昨今の半導体不足等によりまして、令和3年度内に工事が完了しないのではないかと見込まれましたので、翌年に繰り越しをしております。</p> <p>それから、住民基本台帳システム等改修事業につきましては、こちらは国庫支出金を使った補助事業でございますけども、この国庫補助事業の絡みで、翌年度に繰り越して事業をするといったようなことで、繰越明許費を設定しております。</p> <p>それから、3款民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業及び子育て世帯等臨時特別支援事業につきましては、これはコロナ対策事業でありまして、国庫支出金を使った事業であります。これは、事業の設定といたしまして、令和3年度から令和4年度に施行期間がまたがるということがあらかじめ見込まれましたので、繰越明許費を設定しております。</p> <p>それから、8款土木費の町道住吉町線整備事業及び私道整備補助事業につきましては、進捗の状況から令和3年度に完了することができないと見込まれましたので、繰越明許費を設定しております。</p> <p>それから、最後になります。津波監視カメラ修繕事業につきましては、繰越明許費設定当初は、製品が3年度内に納品できないのではないかと懸念により、繰越明許費を設定しておりましたが、発注した後、3月に物品といいますか、機械が納品されまして、令和3年度に完了することができました。したがって、翌年度繰越額は0となっております。</p> <p>以上であります。</p> <p>13番。</p> <p>個々のことについて、1件1件の事情大変よく分かりました。それはそういう事情ですので納得しましたが、1件だけ、民生費として住民福祉の上でとても大切なこと、3年から4年と初めから見込まれていたんだということで、今のところ、おおむね執行されたのは、恐らく5割5分ぐらいかな。あとの4割5分、4年度にわたってやればよいということでありまして、この辺のところ、抜かりないと、ちゃんとできるんだという決意のほど、町長なり担当者から聞かせていただければ、私はそれで終わりたいと思います。</p>
-----------	-------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長 介護福祉課長 (澤頭則光君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>ただいまの議員の質問にお答えいたします。</p> <p>恐らく住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付事業の進捗状況かと思いますので、そちらについてご説明いたします。現在の進捗状況です。</p> <p>非課税世帯の世帯数です。見込みが、約2,180世帯と見込んでいます。</p> <p>それで、令和3年度執行済額が1億7,580万円、1,758世帯へ給付済みとなっております。令和4年度についても、5月末現在で331世帯、3,310万円支給しております。</p> <p>合計2,089世帯、2億890万円支給していきまして、ほぼもう既に5月末で九十数%至っておりますので、おそらく6月、7月ぐらいには支給が完了するものと見込んでおります。</p> <p>以上になります。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>ほかにごございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>当局の説明</p>	<p>西館議長 町長 (成田隆君)</p>	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で、報告第4号を終わります。</p> <p>日程第2、議案第48号、おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>議案第48号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページ、4ページです。</p> <p>本案は、現在の教育委員会教育長である松林義一氏が、本年6月22日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるため、提案するものであります。</p> <p>議員各位もご承知のことと思いますが、同氏は、平成30年5月に教育長に就任し、以来、町の教育振興、発展のため尽力され、その</p>

質疑		<p>職責を十二分に果たしております。</p> <p>教育行政に関し高い識見と豊富な経験を持ち、教育長として適任であると存じますので、何とぞ、皆様、満場のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>7番、日野口和子議員。</p>
	7番 (日野口和子君)	<p>私ごとで恐縮ですけれども、私は旧下田町のころに、令和3年12月18日にここに移転してきました。</p> <p>その中で、いろんな教育長とのかかわりはたくさんありましたけれども、現在の松林義一教育長、この方ほど自分の職務を全うし、そして町民にも温かいまなざしを、目配り気配りしている方はいないと思います。</p> <p>ぜひとも再任お願いしたいと思います。</p>
	西館議長	<p>7番議員、質問ですか。質問ですか。</p>
	7番 (日野口和子君)	<p>いや、ぜひとも再任していただきたいという要望でございます。</p>
	西館議長	<p>それは、討論でお願いします。</p>
	7番 (日野口和子君)	<p>はい。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第48号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p>

当局の説明	(議員席)	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。	***なしの声***	
		西館議長	日程第3、議案第49号、おいらせ町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。		
		町長 (成田隆君)	議案第49号についてご説明申し上げます。 議案書は5ページ、6ページです。 本案は、現在の代表監査委員である柏崎堅一氏が、本年6月12日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるため、提案するものであります。 議員各位もご承知のことと思いますが、同氏は、平成30年6月から町監査委員に就任し、以来、その職務を適切にかつ公正不偏に遂行してこられ、その職責を十二分に果たしております。 その高い識見と豊富な経験から、監査委員として適任であると存じますので、何とぞ、皆様、満場のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。		
		西館議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ありませんか。		
		(議員席)	西館議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。	***なしの声***
		(議員席)	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第49号について採決をいたします。 本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。	***なしの声***
		(議員席)	西館議長	異議なしと認めます。	***なしの声***

当局の説明	西館議長	<p>よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>日程第4、議案第50号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>議案第50号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は7ページ、8ページです。</p> <p>本案は、農業委員会委員の改選にあたり、欠員となっている農業委員会委員について、袴田光雄氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるため、提案するものであります。</p> <p>当該委員については、農業委員会等に関する法律により、委員構成に1名以上含めることとされている、農業に関し利害関係を有しない、いわゆる中立委員の位置づけであります。提案いたします袴田氏は、昨年3月まで町職員を務められ、中立委員の要件に加えて、長い行政経験もあることから、識見、経験ともに、農業委員として適任であると存じますので、何とぞ、皆様、満場のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	西館議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第50号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p>	<p>日程第5、議案第51号、押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、議案第51号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書9ページ、10ページをご覧ください。</p> <p>本案は、さきの議員全員協議会において概要をご説明しておりましたが、押印及び署名を求める手続の見直しに伴い、町関係条例4本について、押印廃止など所要の改正を行うため、提案するものがあります。</p> <p>改正する4本の条例であります。10ページにありますように、第1条、おいらせ町固定資産評価審査委員会条例、第2条、おいらせ町職員のサービスの宣誓に関する条例、第3条、おいらせ町火入れに関する条例、第4条、おいらせ町消防団条例であり、施行期日は本年8月1日であります。</p> <p>詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、議案書26ページをお願いいたします。</p> <p>26ページ、固定資産評価審査委員会条例の一部改正になりますが、第4条第4項、固定資産評価額の不服に関する審査申出書への押印の規定を削除し、第8条第5項、口頭審理の口述書への署名押印を廃止するものであります。</p> <p>27ページ、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正になりますが、新採用職員が入庁時に行うサービスの宣誓の様式において、押印を廃止するものです。</p> <p>28ページ、火入れに関する条例の一部の改正になりますが、森林法に基づく火入れの許可申請書様式において、押印を廃止するものです。</p> <p>29ページ、消防団条例の一部改正になります。新規消防団員が入団時に宣誓する様式において、押印を廃止するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p>

<p>質疑</p>	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>質疑ありませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>まず1つ、お願いします。</p> <p>私自身は、今この議案に対して、どうだこうだというものではありません。これについてはいいんではないかという思いを抱いております。</p> <p>ただ、この押印の省略または廃止ということにつきましては、2年ぐらい前に、時の河野行革担当だか、デジタルだか、ちょっと忘れましたけど、河野大臣の肝いり、鳴り物入りで私は始まって、99%の押印等省略化するよというかけ声で始まったと記憶しております。</p> <p>ところが、実際その流れというのか動きというのは、例えば私どものおいらせ町の書類の中で、これ省略されたなというのは、例えば固定資産税評価証明書を請求する際に、請求人の判こだったかな。あるいは53条申請、地域整備課の、そういう2つか3つぐらいしか感じていないんですよ。99. 当時は4%だか削減しますよという、国だろうけれど、それに追随するのであれば、私どもも、どんどんその動きを感じていいはずなんだけれど、感じていないと。</p> <p>私1つ確認したいんですけど、この条例の改正で、この1年半、2年の間、これが初めてでしたか。もう1つ前にありましたか。そこをまず確認させてください。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>ご質問にお答えいたします。</p> <p>今回の押印、署名の見直しの作業の関係でございしますが、昨年度から始めております。</p> <p>具体的に言いますと、町の関係例規に、条例、規則、要綱、告示とさまざまな例規のものがあります。町の行政事務は、そういった要綱、規則、法令等に基づいて行われているわけですが、その洗い出しを昨年度行っております。</p> <p>それをもとに、各課に押印、署名の見直し対象のものを照会いたしまして、昨年度末にそれがそろいましたので、今年度から具体的な例規等の改廃作業を行っております。今回、条例に該当するもの</p>

質疑	西館議長 13番 (西館芳信君)	<p>を提案するのは、今回初めてでございます。</p> <p>それ以外にも、規則であったり、要綱、告示等の改正も行いますが、それらは条例改正後に、順次整備を進めていく予定でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>大分記憶力が衰えてきましたので、この1年半に、もしそういう動きがあつて、それを何かしているのであれば、順当だなと思ったんだけど、それはないんだと、今初めてなんだということであれば、今後議会にこうして条例改正ということで、その都度その都度こういうことが出てくるということで解釈して差し支えないということが1点。</p> <p>それから、私なんか書類作成して、いろいろ記名、押印ということで、名前は印刷してもいいよと。そして判こは認印でいいよということになりますと、相手方の承認得て、判こ、結構認印、100円の、ダイソーだとかああいうところで、買い求めなければなりません。</p> <p>おいらせ町のジャスコのダイソーは、判こをもう取り扱わなくなりました。それから、八戸市内に行くと、判こ、売れたのはない。もうぼつぼつ穴が開いて、抜き取られて、売れたのは。もうかすかにしか残っていないというところもありますし、だからそういう動きはある程度進んでいるなと思ったんだけど、我が町では、私が感じるには出足がというか、動きが鈍いなと思っていたものですから、分かりました。今後こういうことで、その都度その都度改正が出てくるということが分かれば、それでよろしいです。</p> <p>答弁はできるんだったら、してもらえれば。</p>
答弁	西館議長 総務課長 (成田光寿君)	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>先ほどの説明の続きになりますが、今回第1回目の見直しということで、洗い出しをして、今回4本の条例を改正するものであります。</p> <p>今後も見直し等は順次作業を進めていきますが、条例に定めてい</p>

当局の説明		<p>るものより、規則とか要綱がかなり多いですので、そちらは議会にかかわらず、町長の決裁で事務を進めていくこととなります。</p> <p>今後見直しを進めていく中で、もし条例等の該当部分があれば、その都度、議会に提案することとなりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第51号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p>
	西館議長	<p>日程第6、議案第52号、農業集落排水処理施設機能強化対策工事請負契約の締結についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	<p>それでは、議案第52号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の11ページ、12ページをご覧ください。</p> <p>入札結果は30ページになります。</p> <p>本案は、古間木山地区の農業集落排水処理施設内の処理水排出装置更新のため、去る5月20日に、株式会社ヤマト東北支店ほか9者により指名競争入札を執行したところ、1億670万円で、株式会社前澤エンジニアリングサービス東北営業所が落札者として決定いたしましたので、契約を締結するため、提案するものであります。</p> <p>今回更新する処理水排出装置の耐用年数は15年であり、供用開始してから21年を経過しますが、これまで、経年劣化や東日本大</p>

質疑	西館議長	<p>震災による被災により、部分的な修繕を行ってきました。</p> <p>令和元年度に詳細診断を行った結果、装置の交換を行わなければならない状態であったため、今回工事を行うものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
答弁	2番 (川口弘治君)	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>2番、川口弘治議員。</p> <p>本案については、反対するものではございませんが、30ページの入札結果一覧、このところの10者の指名業者の中で、5者が辞退したとあります。この辞退の理由は何であるか、お知らせいただければと思います。</p>
答弁	西館議長	<p>財政管財課長。</p>
答弁	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>お答えいたします。</p> <p>5者辞退しているわけなんですけども、その辞退届の理由を参酌いたしますと、5者のうち4者が、手持ち工事等で整備の技術者を配置できないというところで辞退をしております。</p> <p>残り1者は、社内事情によるとありましたので、詳細については分からないといった状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	西館議長 (議員席)	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
答弁	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
答弁	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第52号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

当局の説明	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p>
	西館議長	<p>日程第7、議案第53号、令和4年度おいらせ町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>それでは、議案第53号について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は13ページから17ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に、6,627万1,000円を追加し、予算の総額を、108億1,227万1,000円とするものです。</p> <p>議案書17ページの第2表です。こちらの地方債補正は、町営霊園トイレ塗装事業を追加いたしまして、百石第5分団拠点施設塗装事業を増額するものでございます。</p> <p>歳入歳出の内容についてご説明いたします。別冊の令和4年度、一般会計補正予算（第1号）に関する説明書、こちらをご用意ください。</p> <p>まず、歳出の主な内容からご説明いたします。</p> <p>説明書の7ページをご覧ください。</p> <p>7ページの1款1項1目、議会費の17節、庁用器具費694万1,000円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、町議会議員が使用するタブレットを購入するため計上するものです。</p> <p>2款1項5目、財産管理費の24節、公共施設整備基金積立金1億円の減額は、学校給食費無料化事業に財源を振替するため計上するものです。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>3款1項1目、社会福祉総務費の22節、国庫返還金1,991万9,000円の追加は、令和3年度の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に係る国庫補助金の精算分として計上するものです。</p> <p>9ページに移ります。</p> <p>3款2項2目、児童措置費の18節、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金1,010万円の追加は、国によるコロナ禍における子育て世帯への生活支援として、低所得の2人親世帯に対し、児童1人につき5万円の一時金を給付するため計上</p>

	<p>するものです。</p> <p>4款1項2目、予防費の7節、小児用コロナウイルスワクチン接種協力金200万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、小児用新型コロナウイルスワクチンを接種する町内医療機関に対する協力金として計上するものです。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>4款1項2目の続きになりますが、こちらの12節、新型コロナウイルスワクチン接種実施委託料5,418万6,000円の増額を初めとする各種委託料の増額は、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に向け計上するものです。</p> <p>4款1項3目、環境衛生費の14節、町営霊園トイレ外壁等塗装工事費298万6,000円の追加は、施設の劣化状況を踏まえた長寿命化対策の実施にあたり、地方債を活用するため予算の組み換えを行うものです。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>10款1項2目、事務局費の19節、要保護及び準要保護児童生徒援助費985万8,000円の減額及び特別支援教育就学奨励費216万4,000円の減額は、学校給食費無料化の実施に伴い計上するものです。</p> <p>それから10款2項1目、小学校の学校管理費の10節、消耗品費の614万8,000円の増額のうち455万3,000円は、町の新型コロナ対応事業として、小学校のタブレット端末用カバーケース等を購入するため計上するものです。また、同じく消耗品費の増額のうち159万5,000円及び17節、庁用器具費380万5,000円の増額は、国庫補助により小学校が新型コロナの感染防止対策に必要な物品を調達するため計上するものです。</p> <p>18節、修学旅行キャンセル料等補助金375万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、小学校の修学旅行が新型コロナの影響により中止となった場合におけるキャンセル料を補助するため計上するものです。</p> <p>13ページに移ります。</p> <p>10款3項1目、中学校の学校管理費の10節、消耗品費の336万1,000円の増額のうち240万4,000円は、町の新型コロナ対応事業として、中学校のタブレット端末用カバーケース等を購入するため計上するものです。また、同じく消耗品費の増額のうち</p>
--	--

	<p>ち95万7,000円及び17節、庁用器具費219万3,000円の増額は、国庫補助により中学校が新型コロナの感染防止対策に必要な物品を調達するため計上するものです。</p> <p>18節、修学旅行キャンセル料等補助金680万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、中学校の修学旅行が新型コロナの影響により中止となった場合におけるキャンセル料を補助するため計上するものです。</p> <p>10款5項2目、体育施設費の14節、下田公園ランニングコース整備工事費1,194万6,000円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、感染リスクが低い屋外スポーツの環境を整備するため計上するものです。</p> <p>10款5項3目、学校給食運営費の18節、学校給食費補助金257万2,000円の追加は、学校給食費無料化事業の実施に伴い、町外学校就学児童生徒へ給食費を助成するため計上するものです。</p> <p>主な歳出の説明は以上です。</p> <p>これから、歳入の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>ページが前の方に戻ります。3ページをご覧ください。</p> <p>13款2項3目、教育費負担金の2節、小学校給食費負担金6,992万7,000円の減額及び中学校給食費負担金4,145万7,000円の減額、計1億1,138万4,000円の減額は、学校給食費無料化事業を継続実施するため計上するものです。</p> <p>15款1項2目、衛生費国庫負担金の1節、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金6,576万3,000円の増額は、ワクチンの4回目接種に伴う国庫負担分として計上するものです。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>16款2項1目、総務費県補助金の1節、新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金4,500万円の追加は、町の新型コロナ対応事業に係る県補助金として計上するものです。</p> <p>19款2項1目、財政調整基金繰入金3,868万3,000円の増額は、当補正予算の編成に係る一般財源調整として計上するものです。</p> <p>補正後の予算額は3億6,068万3,000円となり、予算ベースでの基金残高は、年度末時点で17億9,402万1,000円となる見込みです。</p> <p>主な歳入の説明は以上です。</p>
--	--

		<p>ページが後ろの方に飛びます。15ページ、16ページをご覧ください。</p> <p>こちら給与費明細書です。人件費に係る今回の補正内容を反映したものとなっております。</p> <p>次に、17ページ、18ページをご覧ください。</p> <p>こちら地方債に関する調書です。歳入の町債に係る今回の補正内容を反映したものとなっております。</p> <p>最後に、19ページ以降の補正予算主な内容につきましては、予算案審議の参考資料として、主要な個別説明を掲載したものとなっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、10時55分まで暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時39分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前10時55分)</p> <p>これより、歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>本案は、議案書と事項別明細書により一括で質疑を行います。</p> <p>議案書の17ページ、第2表地方債補正及び一般会計補正予算に関する説明書3ページから18ページとなります。給与費明細書、地方債に関する調書も含みます。</p> <p>なお、質疑における発言の際は、何ページの何款何々の件についてのよう議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>3ページ、13款2項3目、教育費負担金、小・中学校の給食費負担金1億1,138万4,000円が減額となります。これに併せて、私は4ページの15款2項6目、特別支援教育就学奨励費補助金108万2,000円と、それから特別対策事業400、これは追加ですね。</p> <p>この部分と、それからこの関連して説明書で見ますと、給食費に</p>
質疑	8番 (平野敏彦君)	

よって、この財源が、収入が減る相対の金額、これが相対的に言えば、私は要保護、準要保護の部分の1, 200万の減額、これらを加えれば1億3,000万を超えるんじゃないかなと思うんですけども、相対の金額が幾らになるのか示していただきたいと思います。

それから7ページ、2款1項5目の財産管理費ですが、これは先ほど説明があった給食費無料化に財源を振替するんだということで、本来は積み立てをする金額が積み立てられないということになるわけですけども、この公共施設の、これまで積み立ててきたものが今後も、積み立てができなくなるのか。これを確認したいと思います。

それから9ページですが、民生費の3款2項2目、児童措置費のところで、先ほど説明があったんですけども、児童1人当たり5万円支援給付金を出しますよとありますけれども、この子育て世帯に対する生活支援する、幾らまでの低所得の額、この額以下は対象になりますよという、その金額を教えてくださいと思います。

それから同じ9ページで、4款1項2目の予防費で、時間外勤務手当、職員手当等の時間外勤務手当が管理職も含めて約340万ほど、これは当初予算では想定できなかったのか。今なぜ補正なのか。この内容についてお知らせをいただきたいと、説明をいただきたいと思います。

それと、ここの報償費で小児ワクチンの接種協力200万あります。私も一般質問で話ししましたがけれども、これは町内の小児科の医院に当たるとは思いますけれども、これは何カ所あるのか。診療所なのか、どういう専門の小児科が何軒あるか確認をさせていただきます。

あと12ページの10款1項2目、事務局費のところで、要保護及び準要保護児童・生徒、それから特別支援学校処理費の額がトータルで1,200万減額になります。この要保護・準要保護児童の対象者、小学校・中学校、どうなっているのか。特別支援の人数、これを教えてください。

それから10款5項3目の学校給食運営費ですが、この負担金補助及び交付金で、学校給食費補助金とあるんですけども、私、意味がちよっと分からなかったんで、よく見たら、説明事項の21ページ、22ページですか。こちらで書いてあるのであれば、私はここの学校給食補助金というのは、町外学校就学児童学校給食補助金とか

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>って、タイトル、ちゃんと説明書いたほうが、説明事項としては理解しやすいと思うんですけど、これだけでほとんど何の意味か分からないと思いますよ。</p> <p>これらの点について答弁いただきたいと思います。</p> <p>学務課長。</p> <p>平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>数点ありましたので、まず最初に、歳入の学校給食費無料化に伴う総体の金額の部分からご説明したいと思います。</p> <p>まずは説明書の3ページをご覧ください。</p> <p>小学校・中学校の給食費負担金の合計が1億1,138万4,000円、それに4ページ目の15款2項6目1節の特別支援教育就学奨励費補助金が、この給食費の部分に関わってきますので、108万2,000円、合計で歳入につきましては、1億1,246万6,000円が今回関わる金額になっております。</p> <p>それで歳出に入りますけれども、12ページの10款1項2目19節の扶助費の中の要保護及び準要保護児童・生徒援助費の985万8,000円と、特別支援教育就学奨励費216万4,000円、合わせて1,202万2,000円が今回の減額のコストと、あと13ページの先ほど最後にお話しあった10款5項3目18節の学校給食費の補助金257万2,000円、こちらは同額ですので、差し引きで、歳出につきましては945万円の減額になっております。</p> <p>歳入歳出それぞれ、歳入につきましては1億1,246万6,000円の減額分と、あと歳出の945万の減額分を引いた差額が1億301万6,000円、これが今回の補正のトータル額となっております。</p> <p>あと、続きまして2つ目なんですけども、12ページの歳出の10款1項2目19節の要保護及び準要保護の生徒数及び特別支援の生徒数になりますけども、予算段階の人数になりますが、そちらは計算した上で、改めて回答したいと思います。</p> <p>13ページ、10款5項3目18節の学校給食費補助金の名称については、議員おっしゃるとおり、これだけであれば分かりにくいところはあるかと思いますが、前回の予算項目及び補助金の交付要綱の中で単純に学校給食費補助金という形をしていたもので、その</p>
-----------	-------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>まま計上させていただいております。</p> <p>内容につきましては、おいらせ町に住所を有していて、おいらせ町以外の学校に通っている子どもたちへの給食費の対応となります。ですので、その部分は補助金で対応しているという形のものとなっております。</p> <p>先ほど言ったように、人数につきましては、ちょっとお時間をいただいて計算させていただきたいと思います。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>私からは2款1項5目、説明書7ページの財産管理費の公共施設整備基金積立金1億円の減額を計上していますが、この基金の状況について、学校給食費無料化を続けることによって、今後どうなっていくのかという部分についてご質問がありましたのでお答えいたします。</p> <p>この当該基金積立金につきましては、毎年1億円の一般財源を積み立てすると、以前の財政計画では見込んでおりましたが、このたびの補正予算のように、学校給食費無料化に財源を充てることといたしましたので、当初予算の段階では積立金を計上することはまず難しいのかなと思っていました。</p> <p>ただし、予算を執行する過程で、補正予算等で歳入不足があまり大きくない限りにおいて、1億円とは言わず、できる範囲で積立金を計上することを各年検討していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健子ども課長。</p> <p>それでは平野議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>まず9ページ、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の対象でございますが、町では令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯となっております。住民税均等割が非課税の子育て世帯でございます。</p> <p>次に9ページ、予防費の時間外勤務手当、こちら当初予算では積算していなかったのかということですが、こちらについては4回目の接種に関して集団接種に従事する職員の時間外勤務手当と</p>

		<p>いうことで、当初では見込んでおりませんでしたので、今回見込ませていただきました。</p> <p>次にその下、小児用新型コロナウイルスワクチン接種協力金200万円ですけれども、こちらについては町内3カ所で小児用ワクチンの接種にご協力いただくことを想定しております、現段階では青い森こどもアレルギークリニックさん、こんの医院さん、おいらせ病院さんを想定しております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	西館議長	学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	<p>先ほどの12ページの10款1項2目19節の要保護及び準要保護児童・生徒援助費の減額に係る人数になりますが、小学校で121人、中学校で65人、合計186人の対象者分の給食費の減額になります。</p> <p>また特別支援教育就学奨励費につきましては、小学校59人、中学校22人、合わせて81人が対象となります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長	8番。
	8番 (平野敏彦君)	<p>先ほど給食の財源減額の部分で説明ありましたが、一番このシミュレーションしているのが、財政管財課長が私にも説明したわけですから、私は今学務課長が説明した就学奨励費、先ほどの要保護・準要保護の1,200万減額、歳出で減っていますけれども、これ歳入だって減るのではないですか、補助金は。やっぱりこういうものの裏づけというのは、私が試算したのであれば、この給食費無料化に伴って、1億1,138万4,000円にもっと額が膨らむという形で見せてもらったんですけど、このところを財政管財課長からもう1回説明をしていただきたいと思います。</p> <p>民生費については、今答弁いただいたとおり理解をしました。非課税世帯の均等割もかからないというのは、実際に税務課長、所得でいけばどの辺を指すんですか。例えば、子どもが2人あって、両親4人家族でどこまでの収入、経費を引いて所得が、均等割は課さないという金額は幾らになるのか。ここ、もう1回教えていただきたい</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>いと思います。</p> <p>あと、先ほど確認するのが漏れましたので1つ、説明ですとタブレットのケースを小学校・中学校に配布するという、私が前に質問したタブレットの持ち帰りをして、いろんな意味で子どもたちに能力を高めてもらう。そして、また利用効率も高める。そういう方法というのは、これまで私はやってきていないなという、今度ケースをつくることによって、それがいつごろから可能になるのか。この点についてお聞かせいただきたい。</p> <p>以上です。</p> <p>学務課長。</p> <p>それでは、給食費の関係でお答えいたします。</p> <p>財政課長に質問をされていたかもしれないですけど、私から答弁させていただきたいと思います。</p> <p>給食費の部分、平野議員におかれましては、3ページの負担金の中の1億1,138万4,000円よりも膨らむのではないかというお話をされておりましたが、歳出になりますけども、12ページの要保護及び準要保護児童・生徒援助費につきましては、こちらは従来から一般財源で対応しているものとなっておりますので、純粹にここの部分がマイナスになりますので、無償化になることによって、1,000万弱が通常援助費で給食費の支援をしている部分が減額されるという形になります。</p> <p>ただし、特別支援教育就学奨励費につきましては国庫補助はあるんですが、実はこの制度の中で、一旦保護者が自己負担しなければ補助の対象にはならないというものがありまして、当町におかれましては、最初から条例で給食費を無料化しておりますので、この補助の対象から外れるということで、今回ここの部分だけを減額させていただいたところとなっております。</p> <p>あと、タブレットの件になります。タブレットにつきましては、昨年度議員各位からも、その活用方法を問われてきたところになっておりました。これまで学校現場におかれましても、やはり学校内で使用する場合、または持ち帰りを進めていく段階に、持ち帰りの部分で、破損等が心配されるという部分で、学校現場から要望をいただいていたカバーとなっております。</p>
-----------	-------------------------------------	--

		<p>今回コロナの対策交付金のところで、財源を確保することができましたので、今回購入してその部分を解決すると。購入後、今現在なんですけども、各学校のICT推進委員という形で、各学校の教員の方々を集めて研修をしながらいるところなんですけども、どのような形で進めていくかということで検討しておりますので、いつとは言いきれませんが、早い段階に持ち帰りをできるところから進めていきたいということで、検討して進めているということでご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>西館議長 税務課長 (久保田優治君)</p> <p>私からは、住民税均等割非課税の要件というか、金額のところを説明ということでしたので、単純に定めによりますと、均等割も非課税の要件というのは、前年度の合計所得が28万円以下ということで、扶養者がいる場合はそれに10万円を加算した額、1人につき10万円を加算した額ということになっております。</p> <p>所得の計算等については細かい要件等もありますので、もし問い合わせがあれば、課で後日でも対応したいと思っています。</p> <p>以上です。</p> <p>西館議長 財政管財課長 (岡本啓一君)</p> <p>学務課長の学校給食費無償化の答弁について、補足を申し上げます。</p> <p>平野議員のご指摘につきましては、給食費無料化財源を集計すると、当初の1億300万という学務課長の答弁より多いのではないかと話でございました。</p> <p>先ほどの学務課長の説明も参酌しまして再計算しますと、歳入の減につきましては1億1,138万4,000円、これから歳出の12ページにありますが、10款1項にも事務局費の扶助費1,200万、これ学校給食費無償化で減になるんですけども、そのうち一般財源減るのが、1,094万減りますと。学校給食費補助金13ページの一番下になりますね。この257万2,000円、この3つが学校給食費無償化に伴う一般財源の額のトータルになります。この</p>
答弁		

		<p>3つを集計しますと1億301万6,000円となりまして、最初の学務課長の答弁と齟齬がないという形になります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>財政課長の答弁で齟齬、数値にそう違いがないということで確認をしております。</p> <p>あともう1回、税務課長に確認しますが、この所得が28万円、1人の扶養者が10万円、そうすると妻、子ども2人だと30万が加算になって58万ということで、理解でいいですか、所得。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>扶養者が合計3人であれば、議員の見込みのとおりでよろしいかと思えます。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>3番、馬場正治議員。</p> <p>質問させてください。</p> <p>まず1点ですけれども、7ページ、第1款、議会費の1目、補正額1,185万1,000円ですけど、内訳は13節、使用料及び賃借料185万8,000円、ウェブ会議システム等使用料、それから14節、工事請負費305万2,000円、これは議場内にネットワーク配線等工事費、17節、備品購入費694万1,000円、これらについてですけれども、先日全議員を対象に、今年中にタブレット議会を始めたいというもとの、株式会社テクノルさん、それから富士通関連の業者のタブレットの体験講習を受けたわけですけれども、その時点で、各出席した議員さんたちは富士通が使い勝手がいいというお話をされていますけれども、まだ議会の議会改革特別委員会としては、どの業者にするかも協議決定していないんですけども、この補正予算は何に基づいて計上されたのか教えてください。</p> <p>それと次ですけれども、2点目は12ページ、10款、教育費の教育総務費の2項、事務局費の補正がありますけれども、この補正予算</p>

		<p>そのものではないんですけれども、町で耳にした中学校の学校現場の様子を学務課から教えていただきたい。</p> <p>というのは、ある中学校ですけども、非常に暴力事件が多いと。それが怖くて登校できない子どももいるという情報を耳にしました。甚だしいのは、女子生徒に対する男子の暴行事件。ただし、警察問題にしないために公表されていないということも聞いております。そういうことについて、学務課あるいは教育委員会では、どこまで情報を、現状を把握しているのかお聞きしたいと思います。</p> <p>以上2点、よろしくお願いします。</p> <p>西館議長 総務課長 (成田光寿君)</p> <p>総務課長</p> <p>7ページ、議会費のタブレット関係についてお答えいたします。議会タブレットの導入につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、議会特別委員会の中でいろいろ議論をしてみました。正式に導入しようということが決まりましたのは、1月26日の委員会であります。その委員会で導入することが方針として採決されましたので、それに基づいて、議会事務局で機器導入に必要なものを、いろいろ見積もりをとりまして、今回の6月補正に計上したものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>西館議長</p> <p>教育長</p> <p>学校現場のさまざまなことについて情報をつかんでいるかというご質問だったと思いますが、お答えいたします。</p> <p>中学校にかかわらず、小学校・中学校8校ありますけども、小さな問題から大きな問題まで、逐一学校から報告を受けております。個別の案件については、説明はできませんけれども、今はとにかく小さなことでもほとんど全て学校からの情報が上がってきております。場合によっては、そのことを県の教育委員会にも報告をしているところでもあります。</p> <p>学校からの情報を受けて、私たちも対応しなければならないのは対応していかなければならないということで、校長先生たちといろいろご相談をしているところであります。なお、どのような形で対</p>
<p>答弁</p> <p>西館議長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>		

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>応しているかということについては、基本的には情報は保護者に対して隠すことなく伝えながら進めていかなければならないと思っております。</p> <p>繰り返しますが、小さい問題、大きい問題全て、今は学校からの情報が上がってきております。</p> <p>以上です。</p> <p>教育長。</p> <p>具体的なことについては、ここではお話はできませんが、情報をつかんでいるかということについての質問でしたので、情報は全て上がってきておりますということでお答えいたしました。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>まずタブレット、議会の導入に関してですけども、先ほどの答弁ですと、今年中に導入すると特別委員会で決定したのが2月。</p>
<p>質疑</p>	<p>総務課長 (成田光寿君)</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>1月です。</p> <p>1月の特別委員会のときに。そうすると、その後に多分見積もりをとられて、補正として今回計上されたということなんですけども、どの業者の見積もりで計上したのか全く分からないんですけれども、多分富士通関連だろうなと私は想像しておりますが、まだ契約もしていない段階だと思うんですね、当然。特別委員会でこの業者のやつを使おうと決まっていなかったわけですからね。その辺の補正予算計上の根拠というか、そこを具体的にもしお聞きできれば、可能な範囲で教えていただきたい。</p> <p>それから教育現場、学校現場の様子については、個別の問題についてはここではお話しできないという教育長の立場はよく理解できますので、私が先ほど申し上げたある保護者からの相談というか、お話によって、非常に重大な事件、女子生徒に対する男子生徒の暴行、そういうことも情報としてはつかっていると解釈していいのかなどうか。そこだけ確認したいと思います。</p> <p>それと、そういった一部暴力的な生徒がいるために、怖くて学校</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>へ行けないという生徒もおられると聞いていましたけども、そういう問題も現実にあると理解してよろしいかどうか確認させてください。</p> <p>総務課長。</p> <p>議会タブレットの関係でお答えいたします。</p> <p>予算要求の段階では、数社から見積もりをとって、それに基づいて予算要求しています。業者名につきましては、控えさせていただきたいと思っております。</p> <p>なお、4月21日にも議会改革特別委員会が行われまして、その中でスケジュール等も示されております。今回の定例会の中で補正予算が可決後、速やかに業者と契約いたしまして、導入の段取りを進めるということになってございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>先ほどの答弁に、また繰り返すことになるかもしれませんが、個別の案件については、ここではなかなかお話しはできませんが、今の時代の学校では、小さいことから大きいことまで、全て情報を入れてもらっております。校長たちは隠すことなく、情報を上げてきてくれております。</p> <p>議員の言葉の表現のことについては、それがそうだとか、そうでないとかというのは、ここではお話しは控えさせていただきたいなと思っていました。全ての情報は上がってきているということでご理解いただければなと思っております。</p> <p>なお、それぞれの学校あるいは学級の中で、さまざまな不登校が出てきているわけですが、その原因についても、いろいろこちらで分からない場合は校長たちに聞いて、なぜこうなったのかということを確認をしている中で、そういう事例のことも確認をする場合もあります。</p> <p>ですから、それぞれの不登校については、原因がどこにあるのかということを考えながら、対応していきたいなと思っていましたので、よろしくどうぞお願いいたします。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長 3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>質問になりますけれども、議会のタブレット、いわゆるデジタル議会ということで、さまざまな機器を導入するという補正予算が今回通れば年度内、いわゆるITを駆使した、全国的にそれはもうどんどん進んでいますから、当議会は遅れているわけですよ。それが追いつくことができるなという期待を持つことができます。</p> <p>それから、学校現場の様子ですけれども、教育長のおっしゃるとおり、個別の案件について、どこの学校でこういう事件があったとか、そういうことはやはりこういう公の場では公表できないという立場は理解できます。</p> <p>ただ私が質問したことに対して、そういうことはないということはおっしゃっておりませんので、事実ある可能性があるなど、私なりに思料させていただきます。答弁ありがとうございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 3番 (馬場正治君) 西館議長 13番 (西館芳信君)</p>	<p>答弁はよろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>3点お願いします。</p> <p>1点は、7ページの総務費2款、一番下ですけれども、生活会館のアスベスト含有調査業務委託料ということで、ここと、それからこれと同じ趣旨のものがこれから何件か出てまいります、アスベストに関しましては、現在係争中の事件も何件かあります。発がん物質の最たるものということで、少なくとも建設業界等新しい施設等を建てる場合には、もう一切これは使われていない。100%使われていないと私自身は認識しておりますけれども、ただこれまで建ったものに対して、これが言われて久しいのに、今何で、やっていないからでしょうけれど、随分遅いなど。もっともっと早くこういう動きが出てきてもよかったですらうし、これが全国的な傾向であれば、これは仕方ないなど。財政上の措置ということで我慢もできるけれど、その辺の事情、随分遅いなど私はまず思います。</p>

		<p>それから、この件で2点目ですね。何件か同じのが出てきて、1件ごとに16万だとか、ここでは26万ですか。これは全部まとめて何か所やるけれど、事業としてはそれこそ1つの事業としてということで発注しなかったんでしょうか。そっちのほうは素人目には合理的だと思います。</p> <p>それから2点目、8番議員も質問しましたが、9ページの3款民生費の中の低所得の子育て世帯に関するということですが、200何世帯だか分からないけれど、202人はいるということで、私が聞いたのでは、申請しなければならない人、それから申請しなくても出るということで聞いております。日本の国は申請主義なのだけれど、そういう申請をしなくても一方では出るということであれば、全部申請しなくて出してくれたら、これぐらいありがたいこと、ないではないですか。そう今からでも対処できないでしょうか。それが2点目。</p> <p>それから3点目は、12ページの修学旅行のキャンセル料等補助金ということで、10款の教育費にありますけれど、今これが例えば、こういうことが出てきたのは、いわゆるコロナ禍ですよね。コロナ禍の中で、ずっと契約ということにありますと、私の頭の中では、コロナ禍の中で、例えば当事者双方いる。その本人、家族あるいは関係者、いつどこでどう罹患するかも分からないと。そうすると、これはもう明らかに不可抗力だ。当事者の双方に何の責任も過失もないのだといった場合に、お互い損害賠償は請求しないことにしようかということが、あるいはかなり緩やかになってきていると思うんですよ。</p> <p>確かに従来の、例えばホテル等の約款を見ますと、前日は100%、3日前だと30%、20%、そんなことで約款等ありますけれど、確かに就学旅行ということになれば大人数ですし、あまりにも急遽だということになれば、受けるほうもなかなか対処しにくいということもあるんですけど、世の中の趨勢として、このコロナ禍ということ考えた場合、修学旅行に今までのとおり、キャンセル料としてそれを請求するというのは、一面では酷な話だなと、もう少し和らいだ方法で交渉できないのかと私自身思いますがいかがでしょうか。</p> <p>この3点、お願いします。</p>
--	--	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>生活会館のアスベストの調査業務委託料に関して、随分遅いといことですが、これまでアスベストの対策工事とか調査とか、これまでもやられてきております。</p> <p>今回、改正になった部分につきましては、令和4年4月から、一定の工事を行う場合に事前の調査と、それから届け出が必要になりました。それをもって、今回、生活会館の部分については、一川目生活会館、それから本町地区のコミュニティセンターの塗装工事等がありますので、工事に伴って調査をするということでの予算計上となっております。</p> <p>当課でやるのが、屯所の工事もありますので、そちらも併せて予算計上しているものでありますけども、あとまとめてやったらいかかということ、それについても、目的別の予算をつくっておりますので、生活会館は総務費、それから消防の屯所は9款の消防費で、目的別で計上しているということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健子ども課長。</p> <p>西館芳信議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>こちらの給付金の支給方法なんですけれども、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税非課税の方については申請不要で、プッシュ型で口座に振り込むこととしております。</p> <p>それ以外の方、高校生のみ養育している方とか、収入が急変した方については、申請が必要ということで考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>キャンセル料の件について答弁いたします。</p> <p>就学旅行については、各学校と旅行会社等で契約等しながら進め</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>ているところです。</p> <p>議員おっしゃるとおり、コロナ禍においてキャンセルが発生しやすい状況になっているということで、その部分については、コロナ禍だからこういう形で変更されていますよということはない形になっております。</p> <p>ただし旅行会社さんからも、やはりコロナ禍ですので、実施の状況が思わしくないという部分で、実際に予定していた日にちの20日前までに変更等する場合については、企画料のこれまでかかった経費だけでいいということで、変更しながら進めて、対応していただいているという部分があります。</p> <p>また今回キャンセルにつきましては、当日の場合においては、旅行代金の半額という形の契約となっております、連絡がない場合の当日の解除につきましては100%ですけれども、そういう形での割合を示していただきながら、誠実な対応をしていただいているということで回答させていただきたいと思います。</p> <p>13番。</p> <p>今、最後に福田課長さんの2問目については、当日半額ということであればかなり緩いと思いますけれど、ただ20日後云々で一旦切るということについて、私はそこについてはあまりにも長すぎるのではないかなと思いますけれど、とにかくそういうことについては分かりましたので、できるだけ私の意向等考えていただいて、努力していただければと思います。</p> <p>それから、一番最初のアスベストに関して、目的別ということについて、もう少し詳しく。財政上の手法の関係だということは分かりましたけれど、その目的別ということについてはちょっと分かりかねましたので、そこをお願いします。</p> <p>それから、低所得の子育て世帯に関するところに関しましては、高校生だとかそういう人たちに関しては、申請しなければならないよということで、ああ、これは事実なんだなということで解釈いたしました。そこを何とかありませんかということでお願いいたします。</p> <p>2点、お願いします。</p>
-----------	------------------------------------	--

答弁	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>目的別についてですけれども、予算全般に事項別明細書を見ると、議会費から始まって総務費、民生費といくわけなんですけれども、その目的ですね。</p> <p>例えば今回の生活会館ですと、総務費の中の企画費、活性化対策費ということで、そこで生活会館の予算を計上しているわけなんですけれども、それに伴う今回の委託料ですので、もともと持っている生活会館の予算のところに計上している。屯所についても、消防費の消防施設費のところにありますので、同様にそこに予算を持っていくというということになります。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>低所得の給付金の関係で、申請が必要な方も申請なしにはできないかということでお尋ねありましたけれども、国の要綱で申請が必要とされている方となっておりますので、町としては申請の対象になっていきますよ、または申請忘れていませんかということで案内をして、その方がもらい忘れることがないように努めていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>子育て世帯に関しては、恐らくだめだろうと思いつつも話してみました。小向課長、よく分かりました。</p> <p>それからアスベストの田中課長の件ですけれど、これ最初の予算の計上の仕方がそうなれば、当然目的ということに沿ってやるわけですけれど、その予算の計上の仕方そのものが、私は問題あるというわけではないけれど、もっと合理的でいいのではないですかと。例えば総務課に移して、同じレベルで全部まとめて、目的はそれこそ今後の健全な使われ方して、健康の被害がないよなということが分かっているわけですから、これが普通の財政上のあれではなくて、予算を設定する目的なわけですから、そっちの目的に従って全</p>

答弁	西館議長 まちづくり防災課長 (田中淳也君)	部まとめてというほうが、私は合理的じゃないかなということで質問したわけですけど、そこをひとつお願いします。 まちづくり防災課長。 今の質問は、まとめてやればということなんでしょうか。 私のほうでは、自分の担当の部分の予算要求ということで、先ほど言った総務費と消防費でやっているところなんですけど、まとめるかどうかについては、私では答えるのは難しいので、ご理解お願いいたします。
答弁	西館議長 財政管財課長 (岡本啓一君)	財政管財課長。 お答えします。 まとめて発注したらというご提案でございました。 当該委託料、調査費につきましては、工事に伴って先立って実施しなければならないものとされておりまして。 これが例えば、仮に町有の公共施設、一斉にやらなければならないだとかそういった経費ですと、2款にとるという手もあるんですけども、いかんせん、この工事に先立って実施するための調査ということでございますから、先ほど田中課長から答弁いたしましたように、目的別予算のところ、工事が計上される場所の予算をとるのが正しかろうと考えております。 ただこの発注につきまして、まとめて発注したほうがいいのかどうかという部分については、確かに安くなるという部分があるかもしれませんが、そちらについては、実施方法につきましては、なお検討してみたいところはあるなと思っております。 以上です。
質疑	西館議長 4番 (澤上訓議員)	4番、澤上訓議員。 私からは1件だけ、10ページのコロナウイルスワクチンの関係なんですけども、60代の女性の方で、3回目のワクチンを受けた後に、車椅子状態になったという話を聞いたわけなんですけども、このことについて、町では把握しているのかどうかをまずお聞きし

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>たいと思います。</p> <p>また、もしこのような状況になった方に対して、町あるいは県、どのようなフォローをしていくのか。それを教えていただきたいなと思っております。</p> <p>保健子ども課長。</p> <p>ワクチン接種後に車椅子状態になったというお話は、今初めて聞いたところでありました。</p> <p>もしそうであったとすれば、町にそういった事実を出していただいて、予防接種後の健康被害救済制度に基づいて手続をしていきたいと考えておりますので、もしその方のお名前分かりましたら、後で教えていただければと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>4番 (澤上訓議員)</p>	<p>4番。</p> <p>私も第三者から話を聞いたものですから、そういうことあったのかと、まれな状況が来たんだなというようなことで、そのことについて非常に心配していました。</p> <p>町では、それを把握していないということなんで、私もこの辺のところは確証があるわけではないんですけども、その方の友達という方だったんで、町あるいは県でのフォローの仕方というのが、いろいろあるんじゃないかなと思ったんですけども、それは本人から申請か何かあれば手続をしてくれるということですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健子ども課長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>予防接種後健康被害救済制度の流れですけれども、健康被害を受けられたご本人やその保護者から、町に対して申請をしていただきます。町ではそれをもって、国を通じて厚生労働省にその書類を送付、厚生労働省では審査会を開いて意見聴取を行いまして、その審査結果は、厚生労働省から県を通じて町に情報が伝えられると。町ではその決まった、例えば支給することになれば、救済に関する給付をしたいと思います。</p>

	西館議長	4番。
	4番 (澤上訓議員)	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>本人が何も町へ報告してないということは、一時的なものだったのかどうかは、私もよくそこは分からないので、その方へ今の回答について、いろいろお知らせして、町に申請するようにということで、私からお願いしたいなと思っていました。ありがとうございます。</p>
質疑	西館議長	14番、松林義光君。
	14番 (松林義光君)	<p>10ページ、昨日も一般質問がありましたけども、新型コロナウイルスワクチン接種4回目を6月に接種券を発送すると。7月中に4回目のワクチンを接種するという答弁でありました。もう少し具体的にお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、先ほど西館芳信議員からも質問ありましたけども、修学旅行のキャンセル料、これは当日キャンセルになった場合でも、半額払えば旅行会社は了解しますという話です。</p> <p>そうすると、過去2年間ですか。小学校・中学校、修学旅行やっていると。キャンセルした事例が、各学校であったのかどうかお伺いいたします。</p> <p>そして、今回この補正で予算計上しておりますけども、なぜ補正なのか。当初予算でなくて、なぜ補正なのかを併せてお伺いいたします。</p> <p>それから、その下の欄、下のページの工事請負費、下田公園ランニングコース整備工事費1,200万弱を予算計上しておりますけれども、これは財源の内訳を見ますと、国庫支出金全額であります。これコロナ関連事業で実施するので、この財源は国・県から支出しますよということで理解していいのかどうかお伺いいたします。</p> <p>そして、そのコース、内容についてもお伺いいたします。</p>
答弁	西館議長	保健子ども課長。
	保健子ども課長	それでは、ワクチン4回目接種に関するご質問でした。

答弁	(小向正志君)	<p>昨日一般質問でも町長から答弁があったように、4回目の接種に係る接種案内については、6月中旬以降、順次発送していきたいと思えます。</p> <p>前回3回目のワクチン接種後5カ月を経過した方から、順次自分の都合いい日に各医療機関に予約を入れていって、接種をしていくことになります。併せて高齢者施設の接種も、7月から開始していきたいということで考えております。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	学務課長。
答弁	学務課長 (福田輝雄君)	<p>それでは、修学旅行の部分でお答えいたします。</p> <p>昨年度キャンセルあった学校があったかという部分のところになりますけども、実績としましては、令和2年度に実施する予定であった中学校2年生が、翌年度に延期して、令和3年度に実施する予定としていたものが、やはりコロナの状況によってキャンセルで実施できなかったものが2校ありました。</p> <p>その場合、延期する前に企画していた企画料が発生していましたので、その部分で、令和3年度については、2校分キャンセル料の補助金として交付しております。</p> <p>また今年の3月、中学校の1校なんですけども、2年生、今の3年生に当たりますけれども、2年生が実施するに当たって、修学旅行自体は実施できたんですけども、対象となるその子たちの中に、濃厚接触者または陽性となった子がいましたので、その子の分のキャンセル料50%を補助金として交付した実績があります。</p> <p>あと今回、令和4年度の予算について、補正で計上した理由につきましては、コロナ交付金を財源としておりますので、その部分の状況を財源確保ができてなかったのが、今回できたということで、予算計上したということをご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>それではお答えいたします。</p> <p>13ページ、10款5項2目の下田公園ランニングコース整備工</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>事費の財源についてでございますが、議員ご指摘のとおり、こちらにつきましては、コロナ禍においても安全な環境で運動できる場を提供するというので、コロナ対応事業に該当するというのでございますので、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を財源充当しております。</p> <p>以上です。</p> <p>社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、私からは、こちらのランニングコース整備工事のコースについて答弁したいと思います。</p> <p>こちらのコースにつきましては、下田公園の中央の駐車場がありますけども、そちらの北側にある山崎堤という堤の周囲になります。</p> <p>そちらのコースですけども、駐車場の道路側のコースと、あと公園側のコースということで、主に2カ所に分かれていまして、そちらの舗装されていない部分を、砂利になっている部分の舗装工事を行うということになります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>コロナ財源交付金で修学旅行のキャンセル料を補填するということですので、全小中学校、修学旅行をキャンセルするとは思われません。実施する学校もあると思います。このコロナの財源交付金、残った場合、これを使わない場合は、どのように対応するんですか。このお金、もう国に返すのか。町でまたいろいろ考えて使うのかどうか。それも伺いたしたいと思います。</p> <p>それから、下田公園のランニングコース、今回は図面も何もございませんけども、入札の際、契約する際に、その詳細について、我々議員にも配付してもらいたいということをお願いしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、お答えしたいと思います。</p>

答弁	(柏崎勝徳君)	<p>修学旅行のキャンセル料のみにかかわらず、さまざまな事業をコロナ交付金で充当しているところでございますが、それぞれの事業において、例えば執行がないとか、あるいは不用額が出るということになりますと、コロナ交付金そのものが当初の予定より余るといいますか、残る可能性がありますので、それにつきましては有効に活用できるように、他の事業等に振り向けるとか、最終的に町に交付される金額に満たない場合には、その分返すというよりも、その分はもらわないと言いますか、既にもらっていてお返しするというのではなくて、その金額で申請を最終的にするということとなりますので、使わない分についてはもらわないという扱いになります。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>社会教育・体育課長。</p>
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>それでは、下田公園ジョギングコースのこちらの入札後の図面といたしますか、そちらをお示しいただきたいということでございました。</p> <p>こちらにつきましては、議員の要望のとおり、何らかの機会において、実際にコース等につきましてもご説明していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第53号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

当局の説明	西館議長	<p>ここで、議員の皆さんにお諮りいたします。</p> <p>議案第53号、1時間を超える議案審議でございました。</p> <p>次の議案第54号、議案第55号も質疑があろうかと思いますが、昼食のため休憩に入るか、このまま続行するか、皆さんのご意見を賜りたいと思いますが。よろしいですか。続行でよろしいですか。休憩入らないで。</p> <p>トイレ休憩ある方はどうぞ。</p> <p>続行という声が多いので、続行します。</p>
	西館議長	<p>日程第8、議案第54号、令和4年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	<p>それでは、議案第54号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の18ページから20ページ、別冊の補正予算に関する説明書の1ページから4ページをご覧ください。</p> <p>本案は、既定予算の総額から1,379万円を追加し、予算の総額を10億5,893万4,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、国道338号交通安全施設整備事業及び新たな宅地分譲に伴う汚水ます設置に係る下水道整備工事費を増額し、歳入では、一般会計繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
	西館議長 (議員席) 西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>令和4年度特別会計補正予算に関する説明書3ページから4ページになります。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p>

当局の説明	(議員席) 西館議長	<p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	(議員席) 西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第54号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>日程第9、議案第55号、令和4年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p>
	病院事務長 (田中貴重君)	<p>それでは、議案第55号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の21ページをご覧ください。併せて別冊、公営企業会計補正予算に関する説明書をご用意ください。ページは、5ページから6ページとなります。</p> <p>本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に319万3,000円増額し、予算の総額を10億181万7,000円とするものです。</p> <p>その内容につきましては、支出では、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種業務に対応するため、ワクチン受付業務委託料70万5,000円の追加と、令和3年度に実施した新型コロナウイルスワクチンの接種に対応した結果、公衆衛生活動収益の増収により、消費税の納税額が不足したため、消費税及び地方消費税248万8,000円を増額するものです。</p> <p>収入では、新型コロナウイルス感染症の行政検査に係る検体採取業務委託料の公衆衛生活動収益を見込み、319万3,000円を追加するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
西館議長	<p>説明が終わりました。</p>	

選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	(議員席) 西館議長	これから質疑を行います。 本案については、説明書と議案書により、一括で質疑を行います。 説明書5ページから6ページ、議案書21ページになります。 この際、質疑を受けます。 質疑ありませんか。 **なしの声**
	(議員席) 西館議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	(議員席) 西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第55号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
選挙管理委員会選挙の方法	西館議長	日程第10、おいらせ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。 町選挙管理委員会から、令和4年6月11日をもって、選挙管理委員会及び補充員が任期満了となる旨の通知がありました。 よって、地方自治法第182条第1項の規定により、議会において委員及び補充員の選挙を行うものです。 なお、選挙すべき委員及び補充員の数は、それぞれ4名であります。
	(議員席) 西館議長	初めに、選挙管理委員の選挙を行います。 お諮りいたします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 **なしの声**
		異議なしと認めます。 よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

指名の方法	西館議長 (議員席)	お諮りいたします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、議長が指名することに決しました。
選挙管理委員の指名	西館議長	選挙管理委員に指名する委員の氏名を申し上げます。 田中直喜氏、若松ひふ美氏、岩崎良一氏、松林正幸氏。 以上の方を指名します。
選挙管理委員当選人の決定	西館議長 (議員席)	お諮りします。 ただいま、議長が指名しました4人を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、ただいま指名いたしました4人が選挙管理委員に当選されました。
選挙管理委員補充員選挙の方法	西館議長 (議員席)	次に、補充員の選挙を行います。 お諮りいたします。 選挙の方法についても同じく、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。
選挙管理委員補充員の指名	西館議長	選挙管理委員補充員には、柏崎尚生氏、折笠行男氏、谷川悟司氏、西館輝一氏の以上の4人の方を指名します。
選挙管理委員補充員当選人の決定	西館議長 (議員席)	お諮りいたします。 ただいま、議長が指名しました4人の方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。 **なしの声**

補充員の順序 の決定	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただいま指名いたしました4人の方が選挙管理委員補充員に当選されました。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>次に、補充員の順序について、お諮りします。</p> <p>補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
議員派遣	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>日程第11、議員派遣の件についてを議題といたします。</p> <p>このことについては、おいらせ町議会会議規則第127条第1項の規定により、手続をとるものであります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議員派遣の件については、お手元に配付してあります資料のとおり、7月13日、青森市において開催される県下町村議会議員研修会に全議員を派遣することにしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議員派遣の件については、お手元に配付してあります資料のとおり、派遣することに決定いたしました。</p>
委員会の閉会 中の継続調査 の申し出	西館議長 (議員席)	<p>日程第12、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。</p> <p>議会運営委員長及び総務文教常任委員長から、所管事務等の調査について、おいらせ町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p>

		見ましても、既に男女別々となっており、陳情者が述べる助長するものでもなく、加速させるものでもないと判断いたしました。 よって、当委員会といたしましては、この陳情書について議員配付のみとし、不採択とすべきものと決定いたしました。 以上、総務文教常任委員会委員長報告といたします。
	西館議長	総務文教常任委員長の報告が終わりました。 本件について、委員長報告は不採択であります。 この報告について、質疑を行います。 質疑ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから、陳情第3号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情を採決します。 この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。 陳情第3号は、委員長報告のとおり、不採択とすることにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。 したがって、陳情第3号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情は、不採択とすることに決定しました。
日程終了の告知	西館議長	以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。
選挙管理委員会委員長退任の挨拶	西館議長	ここで、任期満了となる選挙管理委員会委員長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。 選挙管理委員会、相坂一男委員長、演壇にてお願いします。
	選挙管理委員会委員長	議長のお許しをいただき、一言ご挨拶を申し上げます。 平成22年5月に議会の皆様にご選任いただきまして、以来3期

	(相坂一男君)	<p>12年にわたり、選挙管理委員の職に就かせていただきましたが、今月11日をもちまして、その任を終えることとなりました。</p> <p>この間、私なりに誠心誠意、適正な選挙執行を心がけて取り組んでまいりましたが、関係各位のご理解とご協力のおかげをもちまして、無事に数々の選挙を執行することができました。</p> <p>改めまして、関係各位、議長初め議員の皆様、そして町長初め町理事者の皆様に感謝を申し上げる次第でございます。</p> <p>来月は参議院選挙、来年春には統一地方選挙と県知事選挙が予定されておりますが、先ほど選ばれました選挙管理委員のもと、適正に選挙が執行され、ひいては民主政治の進展に寄与され、おいらせ町がますます発展されますよう、ご祈念申し上げまして、甚だ簡単、楚辞ではございますが、退任に当たっての挨拶といたします。</p> <p>誠にありがとうございました。</p>
教育委員会教育長の挨拶	西館議長	<p>次に、教育長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>松林教育長は、自席にてお願いします。</p>
	教育委員会教育長 (松林義一君)	<p>議長のお許しを得て、挨拶を申し上げます。</p> <p>本議会において、再任を承認していただきましたことについて、議員の皆様へ深くお礼を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>これまでの教育委員の互選によって、教育長を選任するのと違って、町長が直接教育長の候補者を議会に提案したり、総合教育会議を主催したりする今の教育委員会制度においては、教育政策について、町長と緊密に協力することが求められます。</p> <p>そのことを踏まえて、確かな学力と豊かな心、それを支える健やかな体を目指した取組を進めていきたいと思っております。子どもたちの健やかな成長を目指して努力いたします。よろしくどうぞお願いいたします。</p>
監査委員の挨拶	西館議長 監査委員	<p>次に、監査委員から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>柏崎監査委員は、自席にてお願いします。</p> <p>一言ご挨拶申し上げます。</p>

町長の挨拶	(柏崎堅一君)	<p>ただいま代表監査委員の信任をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>今回、6月の任期満了に当たりまして、町長には退任の意思を伝えておりました。町長もいろいろ後任の選任に当たって努力されたようでございますけれども、なかなか後任が見つからないということで、再度続投を重ねて要請されました。</p> <p>私は昔風に申し上げますと、数えの80歳でございます。これから任期4年となりますと、84歳になります。非常にきついと思っておりますけれども、お引き受けしました以上は、皆様のご協力いただきながら、一生懸命職務に邁進したいと思っております。どうぞ皆さん、よろしく願いいたします。</p>
	西館議長	<p>最後に、町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>町長は、演壇にてお願いします。</p>
	町長 (成田隆君)	<p>令和4年第2回おいらせ町議会定例会におきまして、議員各位には、大変ご多用のところご参集いただき、また提案いたしました全ての議案について議決賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえ、今後の町政運営に努めていきたいと考えております。</p> <p>また、任期満了に伴う教育長の任命及び監査委員の選任、並びに農業委員の任命につきましてはご同意賜りまして、誠にありがとうございました。心から感謝申し上げます。</p> <p>今後も引き続き、町発展と公約実現に向けた施策を展開していきたいと思っております。</p> <p>さて、今月26日の日曜日に、いちょうマラソン大会を開催する予定であります。一昨年はコロナで開催できず、昨年は町民限定して開催、そして今年は県民にまで拡大して開催する予定としており、約600人を迎えるの大会になろうかと思っております。徐々にではありますが、これまで中止や縮小を余儀なくされてきたイベントを開催や拡大できるようになり、コロナに負けない活力あふれるおいらせ町の姿を取り戻してきたように思っております。議員各位におかれましても、ぜひこうしたイベントに足をお運びいただき、盛り上げてくだされば幸いです。</p>

閉会宣告	西館議長	<p>最後になりますが、議員の皆様には健康に留意されまして、ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで、会議を閉じます。</p> <p>以上をもちまして、令和4年第2回おいらせ町議会定例会を閉会いたします。</p> <p>ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(閉会時刻 午後 0時25分)</p>
	事務局長 (赤坂千敏君)	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 4 年 8 月 22 日

議 長.....西 館 秀 雄.....

副 議 長.....檜 山 忠.....

署名議員.....沼 端 務.....

署名議員.....吉 村 敏 文.....